

(5) 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

(6) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項**(a) 連結の範囲及び持分法の適用に関する事項**

連結子会社数	58社
持分法適用会社数	なし
連結範囲及び持分法の適用の異動状況	
新規連結	1社
連結除外	15社
持分法除外	なし

(b) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、東芝テック深セン社の決算日は12月31日である。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要取引については連結上必要な調整を行っている。

なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致している。

(c) 会計処理基準に関する事項**(イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法**

その他有価証券

- ・ 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)
- ・ 時価のないもの
 棚卸資産 主として移動平均法による原価法
 主として、商品、製品及び半製品は先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)、仕掛品及び原材料は移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)、貯蔵品は最終仕入原価法によっている。

(ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- 有形固定資産 当社及び国内連結子会社については定率法
(リース資産を除く) (ただし、平成10年4月1日以降取得の建物(建物附属設備を除く)は定額法)
在外連結子会社については主として定額法
- 無形固定資産 主として定額法
(リース資産を除く)
- リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

(ハ) 重要な引当金の計上基準

- 貸倒引当金 債権の貸倒に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。
- 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理している。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理している。
- 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、内規による必要額を計上している。
- 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えるため、内規による必要額を計上している。

(二)重要なヘッジ会計の方法

為替予約取引に係る評価損益は繰延ヘッジ処理によっている。
なお、振当処理の要件を満たしているものについては、振当処理を行っている。

(ホ)その他の重要な会計方針

消費税等の会計処理
税抜方式によっている。
連結納税制度の適用
連結納税制度を適用している。

(ヘ)記載金額の表示

記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示している。

(d)のれんの償却に関する事項

のれんは5～15年で均等償却している。ただし、僅少なものは発生年度の損益に計上している。

(e)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。

(f)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

(7) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(会計方針の変更)

(a)資産除去債務に関する会計基準の適用

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針 第21号 平成20年3月31日)を適用している。
これにより、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微である。

(b)企業結合に関する会計基準等の適用

当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用している。

(表示方法の変更)

連結損益計算書

当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示している。

(追加情報)

包括利益の表示に関する会計基準の適用

当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用している。ただし、「その他包括利益累計額」及び「その他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金額は、「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額等合計」の金額を記載している。